

保護者 様

印西市教育委員会学務課長
印西市教育委員会指導課長

児童生徒の健康観察等について（依頼）

全国的に新型コロナウイルス感染者が急増しており、印西市においても児童生徒やその家族の感染が増加しています。各学校においては、毎日の健康観察と感染予防対策の徹底について改めて確認し、可能な限りの感染リスクの低減に努めながら教育活動を継続してまいります。

ご家庭におかれましても、感染防止対策の徹底を心がけていただき、下記に示しました児童生徒の健康観察等についてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 児童生徒の健康観察等について

- (1) 引き続き、感染予防のため各家庭での健康観察の継続をお願いします。毎朝、検温・健康観察を行い、健康観察カードへの記入や健康観察フォームでの回答をした上で、マスクを着用して登校させてください。（飛沫感染予防の観点から、可能な限り、不織布マスクの着用にご協力をお願いします）
- (2) 新型コロナウイルスは、発症前や症状が出始めた直後までに最も強い感染力を持つと言われていています。そのため、お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。この場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。

①児童生徒本人について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査を受ける
- ・濃厚接触者に特定された
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある ※ワクチン接種による副反応も含む 等

②同居する家族について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査を受ける
- ・濃厚接触者に特定された
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある 等

(3) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、次の理由により学校を休む場合、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。

- ・感染不安
- ・本人のワクチン接種
- ・同居する家族のワクチン接種による副反応

※発熱などにより新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関等への相談をお願いします。

※登校の判断に際しては、くれぐれも慎重にご対応くださるようお願いいたします。

(4) 児童生徒や教職員の感染が判明し、学校での感染拡大のおそれがある（濃厚接触者の特定が必要となる）場合には、学校での行動履歴を調査*します。調査結果から、保健所が示す基準に基づき教育委員会と学校で協議し、濃厚接触者の有無を判断し、保健所の確認を得ます。

*学校での行動履歴の調査が必要な期間は、発症日（無症状の場合は検査日）の2日前までで感染者が登校した日とされています。

(5) 児童生徒の感染が判明した際は、速やかに学校への連絡をお願いします。併せて、学童クラブや習い事等、下校後や休日の活動で感染の影響が心配される方や施設へも、ご家庭から連絡をお願いします。

2 今後の教育活動について

感染防止対策を再確認し徹底した上で、通常どおり教育活動を行います。ただし、次に示すとおり、感染リスクが高くなることが予想される活動について、活動の制限を行います。

- (1) 体 育…密集や密接が起りやすい運動や身体接触が伴う運動は、実施しない。大きな発声や激しい呼気を伴う活動は、身体的距離（できるだけ2 m、最低1 m）の確保ができる場合でのみ行う。可能な限り屋外で運動する。屋内で運動する場合は、呼気が激しくなるような運動は行わない。
- (2) 音 楽…歌唱の際はマスクを着用する。歌唱や管楽器等を使用する活動を行う場合は、身体的距離を確保する。
- (3) 家庭科…調理実習は行わない。
- (4) 部活動…休日の活動時間は、長くとも3時間以内とし、昼食を挟まない時間設定とする。身体接触や至近距離での活動、至近距離での発声など、感染リスクの高い活動は行わない。大会への参加は認めるが、その他の練習試合等の対外的な交流を伴う活動は、室内での部活動は見合わせる。

※これらの対応については、国及び県の動向や地域の感染状況により変更する場合があります。

3 オンラインを活用した学習について

感染拡大防止のための臨時休業や出席停止等の措置を取る場合は、児童生徒が自宅等でも学習を継続できるよう、一人一台PCによるオンラインを活用した学習やプリントやドリル等を用いた学習を実施してまいります。

【参考】濃厚接触者等の候補となる範囲の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間^{※1}において、以下のいずれかに該当する者とする。

※1 感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・患者と同居していた者
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし^{※2}で、患者と15分以上の接触があった者

※2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
- ・物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者